

## 1. 事業の必要性・概要

「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に基づき、海岸漂着物対策が推進されているが、海岸漂着物等の発生状況、発生原因に関する調査等政府としての責務を引き続き果たしていく必要がある。

また、同法成立時の附帯決議においては、同法の海岸漂着物等となっていない漂流・海底ごみについても積極的に取り組むこととされている。

漂着ごみについては、引き続き全国的・経年的な状況把握や原因究明等を行うとともに、漂流・海底ごみ対策については、状況把握、原因究明、対策手法等の検討を行う。

## 2. 事業計画（業務内容）

### （1）漂着ごみ対策総合検討事業

国による総合的な海岸漂着物対策実施を推進するため、以下の検討を行う。

#### ① 漂着ごみ状況把握事業

地方公共団体や民間団体等の各主体と連携し、我が国の漂着ごみの状況を把握する上で必要な地点において、漂着ごみのモニタリングを行い、東日本大震災による被災地を含め、全国的・経年的な漂着ごみの状況等を把握する。

#### ② 漂着ごみ原因究明事業

主要漂着ごみを対象に発生実態や流出状況等を追跡した原因究明調査を行うとともに、効果的かつ実現可能な発生源対策について検討する。また、外国から流入するごみの国際的な発生源対策のため、北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）を通じた会合での議論に活用できる情報を収集する。

#### ③ 漂着ごみ国外流出対策事業

我が国から流出するごみの国外における影響に関する調査・検討を行う。

### （2）漂流・海底ごみ対策総合検討事業

漂流・海底ごみについて、全国から代表的地域を選定し、当該地域を例に発生原因の究明及び生態系等の基礎情報の収集をはじめとした技術的検討を行い、今後の漂流・海底ごみ対策の基礎を構築する。

## 3. 施策の効果

漂流・漂着・海底ごみの実態把握、発生原因の究明等を通じた技術的検討の推進により、各地域の漂流・漂着・海底ごみ対策が推進される。

# 漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業

## (1) 漂着ごみ対策総合検討事業

### 漂着ごみ状況把握事業

- ・漂着ごみのモニタリング
- ・被災地等含め全国的・経年的な漂着状況、対策状況の把握

効果的な漂着ごみ対策に関する施策の立案

### 漂着ごみ原因究明事業

- ・主要ごみの発生実態調査(国内及び海外)
- ・効果的な発生源対策の検討(発生源対策ガイドラインの作成)
- ・海外の発生源に係る情報収集

実効的な発生抑制対策の実施

我が国に流入するごみ

### 漂着ごみ国外流出対策事業

- ・太平洋地域における影響調査
- ・国際的な協力体制の検討

発生源対策に係る国際協力体制の構築

## (2) 漂流・海底ごみ対策総合検討事業

- ・代表的地域における状況把握、発生原因究明、海洋生態系情報の収集
- ・効率的かつ生態系にも配慮した回収実施のための技術的検討

漂流・海底ごみの実態を踏まえた適切な対策の検討

国内由来のごみ

我が国から流出するごみ

